

令和 3 年度

事業計画書

施設名：西川高齢者ふれあいセンター

法人・団体名：社会福祉法人 新潟南福祉会

事業計画書（詳細）

令和3年3月22日

経営理念・経営方針

当法人は、旧西蒲原郡北部6ヵ町村の共同出資により設立された法人であり、地域に根ざした事業を行っています。事業運営は堅実であり、提供する福祉サービスの質の向上や事業内容の透明性の確保を図り、地域福祉の増進に努めることを経営原則としています。

第1種・第2種の社会福祉事業に加え、公益を目的とする事業として、新潟市地域包括支援センター事業や西蒲区圏域（第1層）及び西川圏域（第2層）の支え合いのしくみづくり事業の受託など、誰もが住み慣れた地域で、個人の尊厳を保ちつつ自立し、安心して安全に暮らすことができるよう支援することを目的として活動、事業運営することで地域の信頼を得てきました。

施設の設置目的を十分に理解し、公の施設管理運営の責務を認識して、適正かつ的確に利用者の平等を確保した管理運営を行います。

指定管理業務に係る事業計画（運営方針、集客計画、入館者数など）

(1) 新潟市高齢者支援センター条例及び同施行規則、新潟市生きがい対応型通所事業実施要綱、指定管理者業務仕様書にもとづき、公の施設管理運営の責務を認識して市民サービスの向上や平等の確保など適正な管理運営に努めます。また、高齢者の閉じこもり防止や介護予防及び健康増進、高齢者生きがい推進事業の実施を図るために以下の①～④のとおり施設運営及び事業を行っていきます。

- ①当法人の専門職をセンターへ派遣し、健康づくりのための講話や介護予防のためのレクリエーションなどを行い、利用者の意欲を高めるよう取り組みます。
- ②利用者の教養の向上に役立てるように、フロアの一角に図書コーナーを設置します。
- ③当法人で新潟市から受託運営している新潟市地域包括支援センター西川と連携して積極的に情報収集に取り組み、必要な情報は利用者に分かりやすく情報提供を行います。
- ④利用者の閉じこもり防止と心身維持のための取り組みとして、近隣の行楽施設等へのお出かけや季節に応じた行事を積極的に実施します。

(2) 地域や他の高齢者支援センターとの連携について、広く地域住民の協力を得てボランティアを積極的に受け入れ、交流会等の企画実施や地元の社会見学行事などを

行い、利用者との交流を深めていただくよう取り組みます。また、受託申請準備をすすめている新潟市西川社会福祉センターや、センター内に事務局を置く新潟市西川地域包括支援センター職員、支え合いのしくみづくり推進員と情報交換を図り、他世代・地域間交流に努めます。

- (3) 自然採光や風を利用して照明・空調の消費電力削減や利用者のごみの持ち帰りの徹底による廃棄物減量など環境への負荷低減に努めます。また、当法人の経理規則により、契約書の種類・金額に応じた一般競争入札等の基準を定めているほか、随意契約となる場合でも複数業者からの見積もり合わせや、法人内他施設の契約・購入とあわせてスケールメリットによる管理経費の削減に努めます。
- (4) 新潟市地域包括支援センター西川や支え合いのしくみづくり推進員、地区民生委員と連携して、西川地域における利用対象者への利用の働きかけを行い稼働率アップに努めます。また、法人広報誌やホームページ等で事業を紹介するなど積極的な情報発信に努めます。
- (5) 施設の衛生管理について、新潟県条例及び公衆浴場における衛生等管理要領にもとづき以下のとおり適切に管理します。
- ①浴室等の衛生管理及びレジオネラ症対策について
- (ア) 浴槽水は毎日換水し、塩素濃度の測定は1日2回以上、水質検査は年2回行います。
- (イ) 閉館後に浴槽、浴室、脱衣場の清掃を毎日行います。浴槽、浴室は洗剤を使用してブラシ等で汚れやぬめりを落とします。脱衣場はモップや掃除機を使用し、脱衣棚は拭き上げをします。1週間に1回の頻度で浴室及び浴槽、棚や籠を含め脱衣室の消毒を行います。
- (ウ) 卫生維持管理を記録し3年間保管します。
- ②施設内各所の清掃について
- (ア) 閉館後に施設内の各箇所の清掃を毎日行います。フロア、廊下、ボランティア室等のフローリング部分及び静養室、畳敷き部分についてはモップや掃除機を使用して清掃します。
- (イ) 便器外面及びその付帯部、その他の衛生陶器は専用洗剤を使用して毎日清掃し、便器内面は1週間に1回尿着色防除を行い、常時清潔な状態に保ち防臭に努めます。
- (ウ) 塩ビ系床は水拭きし、拭き上げをします。
- (エ) 茶器、食器等の洗浄乾燥は使用後速やかに行います。
- (オ) 寝具は毎日の点検を行い、必要であれば洗濯、消毒を行います。

- (カ)便所の消毒、ねずみ・昆虫等の点検及び駆除を月1回行います。
- (キ)再委託により清掃専門業者による定期清掃を月1回、窓ガラス清掃を年2回行います。
- (ク)建物周辺の除草作業については、新潟市西川社会福祉センターと共同して隨時実施します。
- (6) 利用者が安全で快適に施設を利用できるよう空調設備、消防設備、浄化槽、自動ドア等、特殊な技術や資格を要する設備の保守点検は専門業者へ再委託し、設備の正常稼働、予防保全に努めます。再委託する場合は、事前に新潟市へ再委託に関する承認申請を行い、受託業者に対して指定管理者業務仕様書に定められた留意事項を遵守するよう指導を徹底します。

○自主事業を実施する場合の事業計画（集客計画、入館者数及び収入見込など）

○サービス内容（開館時間、休館日設定）

- (1) 開館日 次の①から③の日を除く日
- ①土曜日及び日曜日
 - ②国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - ③1月2日及び3日並びに12月29日から同月31日まで

※市長が施設の管理上特に必要があると認める場合は、臨時に利用時間を変更し、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館する。

- (2) 開館時間
午前10時から午後3時まで

組織・人員体制

- (1) 利用者の安全確保及び緊急時の対応のため、施設内の見守りを常時2名以上の体制で行うことができるよう以下のとおり3名の職員を配置します。
- ①職員A 月～金 1日8時間
 - ②職員B 月水金 1日8時間
 - ③職員C 火木金 1日8時間
- (2) 職員には社会福祉法人職員として、福祉関係団体、ボランティア、高齢者、障がい者等が多く利用する施設に対応した研修を行い配置します。また、指定管理業務全般にわたり、関係法令及び指定管理者業務仕様書にもとづいた内容で業務マニュアルを作成し、個々の事例に対して適切に処理できるよう職員に対して指導します。
- (3) 職員に必要な定期健康診断を行い、利用者及び職員の健康を害さないよう努めます。
- (4) 緊急時や非常時には、受託申請準備をすすめている隣接の「新潟市西川社会福祉センター」職員が支援することが可能です。

雇用・労働条件

- (1) 労働基準法等関係法令にもとづき就業規則等を整備しています。また、法改正に順じて適宜規則を改正し遵守しています。
- (2) 育児目的休暇（法令では努力義務）の導入や年次有給休暇以外の休暇制度についても有給化するなど労働条件の改善に努めています。
- (3) セクハラやパワハラをはじめとした各種ハラスメントに対応するため、ハラスマント対策委員会を設け、ハラスメント防止の方針の明確化と周知・啓発、苦情相談体制の整備、ハラスメント研修の実施などハラスメント対策強化に取り組んでいます。
- (4) 弁護士・社会保険労務士と顧問契約を結び、法令を守り、労働者の権利を守り働き続けるための助言を得て労働環境の改善に努めています。

安全確保及び緊急時の対策

- (1) 新型コロナウィルス感染症予防対策について、新潟市の利用ガイドラインにもとづき基本的な感染症対策を徹底して行います。
- ①施設利用時には検温を行い、発熱等の風邪症状がみられる場合は利用を控えていただきます。
- ②送迎時の密集を避けるために1回あたりの乗車人数を減らし、複数回に分けて送迎を行います。
- ③「新しい生活様式」ポスターを掲示して施設利用者への感染症対策への意識を啓発し、入館時の手洗いや手指消毒、マスクの着用、3密の回避及び定期的な換気、飛沫防止パネルの設置など防止策を徹底します。
- (2) 防火管理者を選任して施設の防災及び危機管理業務にあたります。また各種災害発生に備え、緊急連絡網や防災対応マニュアルを作成し、緊急時の連絡体制や役割分担を明確にして職員へ周知します。消防署立ち合いのもと隣接施設と連携した避難訓練を定期的に実施し、訓練を通じて初期対応の重要性と平常時からの防災対策の意識づけを行います。万が一火災発生等、非常時には利用者及び職員の身体生命の安全確保を最優先とし、隣接施設の利用者及び職員、近隣住民と連携した行動をとるよう指導します。
- (3) 地震や風水害等の自然災害発生時には、避難所やボランティア活動拠点、物資集配拠点等として極めて重要な役割を担うことが想定されるため、開設準備等の初動対応も含め協力して施設利用者及び近隣住民の安全確保に努めます。緊急時の応援体制としては、施設職員のほか、近くに居住している法人職員が駆けつけることも可能ですし、必要があれば法人として備蓄している保存食の提供も可能です。
- (4) 施設内だけが人や体調不良者がいた場合は適切な応急処置を行います。また事故が発生した場合は新潟市へ速やかに報告し、施設の過失、瑕疵等が原因による事故に備えて施設利用者の身体・財産に対する損害賠償責任保険へ加入します。

要望・苦情への対応

- (1) 利用者からの要望や苦情はサービス改善の契機と捉えて、窓口、電話、電子メール、投書箱の設置など様々な方法で受け付け、内容を職員内で共有して速やかに改善に向けて対応することで利用者の満足度・利便性を高めます。受け付けた要望や苦情は、個人が特定されることがないよう配慮しながら内容、対応方法、結果について公開するとともに、新潟市へ報告します。なお、法人では苦情解決マニュアルを整備し、一定の客観性と専門性を確保するため苦情解決第三者委員を選任しており、解決に向けた助言を受けられる体制をとっています。

- (2) 利用者の意見や要望を把握し、施設運営に反映させること等を目的として利用者アンケートを年1回実施します。アンケート結果と改善策、反映状況を施設内に掲示するとともに新潟市へ報告します。
- (3) 業務報告書をもとに指定管理業務の実施状況、施設の利用状況、苦情や要望の件数、収支状況等を把握して自己分析・評価を行い、管理運営の見直しや業務の改善に努めます。

個人情報の取り扱い・コンプライアンス

- (1) 新潟市介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する要綱にもとづき、法令遵守責任者を選任して届出を行い、コンプライアンスを徹底しています。
- (2) 個人情報保護法及び厚生労働省ガイドラインに基づく個人情報取扱い事業者の義務を適正に遵守履行するため、「個人情報に関する基本規則」「個人情報取扱い規則」を整備し、個人情報の取り扱いについて定期的に研修会を開催して職員に周知徹底を図っています。
- (3) 就業規則で守秘義務やSNS使用ルール等の遵守事項を定めています。職員が業務上知り得た個人情報やプライバシーに関する情報は、在職中ならびに退職後も外部に漏らさないように指導しています。個人情報が記録されている書類は第三者の知り得ない施錠できる場所に適切に保管し、廃棄する場合は裁断または溶解処理するものとします。
- (4) 情報公開請求への対応は指定管理者業務仕様書の定めにもとづき新潟市の求めに応じて適切に行います。

社会貢献活動等の実績（障がい者雇用、地域活動への参加など）

- (1) 法人自体が福祉分野を専門としていることもあり、障がい者雇用にも取り組み自立した生活への支援を行っています。現在11人の雇用があり、リハビリ・事務補助・清掃業務等の担い手として働いています。
- (2) 西蒲警察署の助言のもと西川地域での犯罪抑止効果を目的として、当施設の車両と花見の里の車両に「防犯パトロール中」ステッカーを貼り、地域の見守り活動を行なながらご家庭への送迎や訪問を行っています。
- (3) 認知症に関する啓発活動として、JAや中学校、区内機関からの依頼で認知症高齢者を地域で見守るという題材の寸劇を披露し、好評を得ています。
- (4) 地域とのつながりを持つため、まつり行事の民謡流し参加、学校行事への作品展示、生活の場として地域になじんでいくように職員・利用者とも参加しています。

また、ボランティアを通じ、地域の方との交流を行っています。

ワーク・ライフ・バランス等を推進する取組（男女がともに働きやすい職場環境づくり、女性の登用など）

- 企業等の方針として、男女がともに働きやすい職場環境づくり、仕事と家庭生活等の両立、女性の能力活用等が重要である旨の考えがあり、その考え方が明文化されている。
- 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画について、策定義務のない企業等(常時雇用する労働者の数が100人以下)が策定し、労働局に提出している。
- 次世代育成支援対策推進法に基づく認定「くるみん認定」「プラチナくるみん認定」を受けている。
- 厚生労働省のポジティブ・アクション普及促進に賛同する企業として、女性活躍を宣言している。
- 新潟県のハッピー・パートナー企業に登録している。
- 過去3年間に育児休業を取得した男性従業員が1名以上いる。
- 役職者（係長相当職以上）に占める女性の割合が30%以上である。
- 女性活躍推進法に基づく認定「えるぼし認定」を受けている。
- 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画について、策定義務のない企業等(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)が策定し、労働局に提出している。
- 新潟市ワーク・ライフ・バランス推進事業所として表彰されている。